

平和文化研究 第40集 (2019年5月)

シンポジウム 都市の記憶 III

# 旧長崎県庁舎跡地の利用のあり方について考える

被爆建造物の保存を視野に

李 桓

長崎総合科学大学

長崎平和文化研究所

# 旧長崎県庁舎跡地の利用のあり方について考える

## 被爆建造物の保存を視野に

李 桓

### 目次

1. はじめに .....	26
2. 場所の歴史的背景について .....	27
3. 元県庁第3別館について .....	29
4. 旧県庁跡地の計画・利用のあり方について.....	31
5. おわりに .....	32

#### 1. はじめに

この原稿は、長崎総合科学大学平和文化研究所主催シンポジウム「都市の記憶Ⅱ」(2018年11月)と「都市の記憶Ⅲ」(2019年1月18日)において、スライドで発表した講演内容をベースに文書化したものである。

2018年1月に長崎県庁が江戸町から尾上町の新庁舎に移転した。それに伴って、江戸町にある旧庁舎と跡地の再計画・再利用が課題として浮上する。旧庁舎は老朽化や耐震性などの問題で、取り壊しとなるが、旧庁舎の四つある別館のうち、大正時代からある歴史的な建物で、被爆建造物でもある第3別館という特別なものは含まれ、すべて取り壊しは妥当かどうかという議論の余地が残る。一方、旧庁舎のあった江戸町一帯は長崎市街の中心地であり、長崎の発祥と関連深い歴史的場所である。したがって、その土地の再計画・再利用はとてどもデリケートなもので、市民の関心度も高い。開発と歴史の記憶の保存の両立が求められ、そし

て空間的には市街景観の形成や市民の利用にとって有利になっていくことは重要となってくるからである。なお、行政側はこの土地の利用予定については、ニュースでの発表はあったが、市民レベルでの十分な議論と合意が得られたとは思えない。

(図1、図2)



図1 江戸町にあった旧長崎県庁舎



図2 尾上町にある現在の長崎県庁舎

以上のような背景に基づき、筆者は一長崎市民、そして、長崎の都市について関心があるものとして、自分の意見をまとめ、他の市民との意識共有の材料とし、長崎の発展の一助としたいと考える。まちづくりには市民の参加は不可欠である。

「都市の記憶Ⅱ」で発表した後、2018年12月ごろ、ニュースで発表されたのは旧長崎県庁舎跡地に「ホール機能」を中心とした施設計画の方針であった。筆者の観点はそれと相違しており、大型の建造物を避ける方向で立案すべきというコンセプトを持っている。「都市の記憶Ⅲ」ではこの相違点を明確に説明しており、現在でも市民側の幅広い検討の必要性を感じている。そういう意味で、本稿は時期遅れだとは考えていない。

本稿は長崎の歴史から江戸町の土地にある意味を再認識し、そして、被爆の歴史から被爆建造物の保存の意味を吟味し、旧県庁跡地という範囲に限定せず、より広い範囲から計画の方向性を検討している。縦割りは都市計画にとって良いところが見られないからである。

## 2. 場所の歴史的背景について

長崎の町は開港とともにできた。港のある場所や初期の町は旧県庁舎のある江戸町（最初の地名は「外浦町」）周辺になる。長崎の町の歴史についてはすでに多くの研究や著作がある。ここでは既存の資料に基づいて、歴史における重要事記を概

略的に表1に列して、そして、複数の図や写真を通して、場所の歴史的変遷の概要を見る。

表1 長崎の歴史における重要な事記

中世	1570（元亀1）年、領主大村純忠がイエズス会と協定を結び、長崎を貿易港とし、翌年、長崎最初の六カ町（島原町、大村町、分知町、外浦町、平戸町、横瀬町）が開かれていく。突端の場所にサン・パウロ教会（岬の教会）が建てられた（フェゲイレド神父による）。
	1580（天正8）年、大村純忠が長崎をイエズス会に寄進
	1587（天正15）年、秀吉が伴天連追放、長崎（及び茂木、浦上）を接収
	1592（文禄1）年、六カ町を含めた23町（内町）が形成、江戸町ができる。
江戸時代	1601（慶長6）年、岬の教会が「被昇天の聖母の教会」に建て替えられ、神学校が設立される。
	1614（慶長19）年、長崎の諸教会が破壊される。外浦町に「長崎糸割符会所」（江戸の直轄地、対外貿易の拠点）が設置される。
	1633（寛永10）年、元博多町の奉行所屋敷が消失。外浦町に奉行所を立てる。
	1636（寛永13）年、出島完成
	1639（寛永16）年、蘭・唐人のみの通商となる。
	1663（寛文3）年、「寛文の大火」、1673（延宝1）年、「西役所」となる。
幕末	1855（安政2）年、西役所に「海軍伝習所」を設ける。
	1859（安政6）年、幕府が長崎・神奈川・函館での自由貿易を認め、長崎は鎖国の特権を失う。
明治	1868（明治1）年、「西役所」が「長崎会議所」と改められ、各藩の合議制によって治安維持。また、「長崎裁判所」（民政機関）を外浦町に置き、旧天領を管理させる。その後、「長崎裁判所」に「九州鎮撫総督長崎総督府」が置かれる。さらに、「長崎裁判所」が「長崎府」に改められる。
	1869（明治2）年、長崎府が「長崎県」となる。



図3 長崎最初の「6カ町」の位置  
(宝暦14年版「肥前長崎之図」を使って加工)



図4 江戸時代の奉行所と周辺の状況  
(出典：布袋厚「復元！江戸時代の長崎」)



図5 初代の長崎県庁舎（明治6～8）  
(写真出典：越中哲也「思い出写真集」)



図6 二代目の長崎県庁舎（明治9年～）  
(写真出典：越中哲也「思い出写真集」)

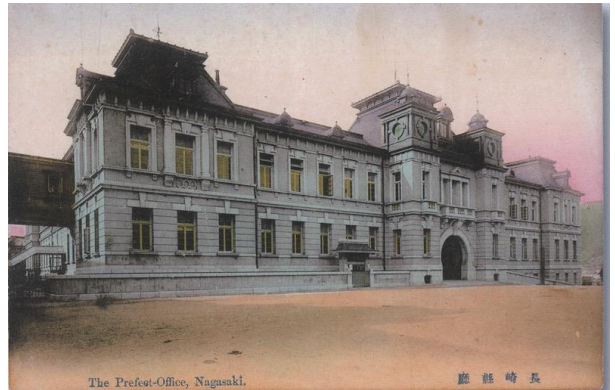


図7 三代目の長崎県庁舎（明治44～、山田七五郎設計）  
(写真出典：パークガフニ「華の長崎」)

図3、4は江戸時代における江戸町周辺の位置関係と様子を示し、図5～7は明治時代の歴代の長崎県庁舎の様子である。県庁舎のあった場所はもと「外浦町」という地名であり、戦後の都市計画の中で周囲の「江戸町」と合併され、従来の地名が失われた。古い時代の町割りの境界線も戦後の都市計画によって大きく改変されている。これについてはここでは多く触れないが、この一帯は長崎の形成期からできていた場所であることは間違わない。これはいろいろな意味で、重視すべきポイントである。

旧県庁の周りは現在、江戸町商店街がある。江戸町の歴史に関する文献はあまり見当たらず、過去のことは詳しくわからないが、慶長10年(1605)には6カ町に隣接する18の町が長崎に編入され、その一つは「江戸町」である。江戸町には寛政年間(1789~1800)に在職のオランダ商館長から紋章(図8)を贈られたと言われ、江戸町商店街は今でもそれを貴重な遺産として受け継いでいる。出島と奉行所の間にある町として、深い関わりはあったと考えられる。歴史学者外山幹夫は著書『長崎 歴史の旅』の中で出島の「門前町」と表現している。商業的な位置づけがうかがえる。

江戸町の展示資料のうち、手書き地図(図10)を拝見したことがあり、そこから明治末期~大正初期の状況を知ることができる。その頃は多くの商店ができていた。そして、昔の「本下町」、すなわち現在の「築町」とは、空間的に連続していた。戦後の都市計画で「県庁坂通り」が開通されたことによって両者が分断された。(図11)

図11は戦後の県庁舎と江戸町の相互関係をビジュアルに見ることができる。立派な県庁舎と周囲の下町風景とは強い対比となっているが、両者の密接な関係を物語ってくれる。県庁を囲む江戸町は、県庁の関係者に商業的なサービスを少なからず提供し、県庁への依存関係も自ずとできていた。県庁の移転によって、商店街は商売上の影響を大きく受け、この点は調査で分かった。県庁跡地を再計画する場合は、その敷地の範囲内のことだけでなく、周りの商店街を含んだ総合的な視点が不可欠だと考えるのである。



図8 オランダ商館長から贈られた町印  
(出典：江戸町商店街振興会パンフレット)

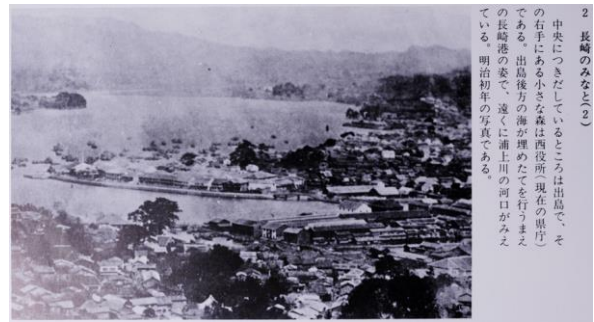


図9 明治初期の出島と江戸町の様子  
(写真出典：越中哲也「思い出写真集」)



図10 明治末期~大正初期の江戸町の略図  
(出典：江戸町商店街「ウーマンズラリー」2018年展示物)

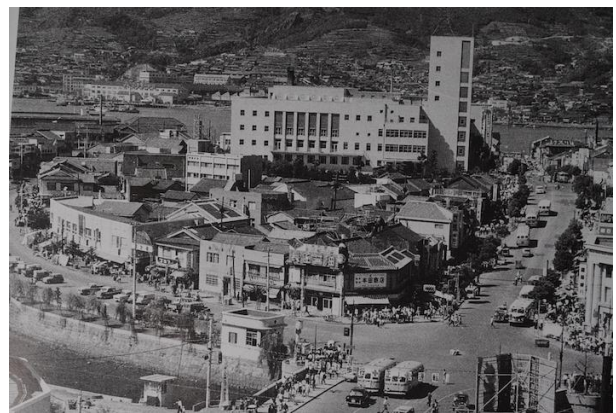


図11 戦後の県庁と江戸町(昭和36年10月)  
(写真出典：堺屋修一「昭和レトロ写真集」)

### 3. 元県庁第3別館について

長崎は広島とともに、世界で他に類を見ない原子爆弾による被爆都市である。この記憶すべき歴史の断片はこれまでに、一部の分野での努力があったものの、都市計画的に積極的に取り組まれてきたとは思えない。長崎を見ていくと、戦後の復興過程の中で、重要と思われる「被爆建造物」が

取り壊され、滅失していく実態が目立ち、都市における「被爆史」の保存が課題として露呈した。世界的に見ると、歴史に暗い側面に関連する場所や建物も積極的に保存し、後世に学ぶための空間を与えることは、決して意味の薄いことではない。このような観点に立って、ここで、県庁第3別館の保存の必要性について筆者の見解を述べる。

前文でも触れたように、旧県庁の4つある別館のうちの第3別館は、戦前からある建物で、原爆を経験してきたものとして、「被爆建造物」に指定されている。この建物については、筆者はすでに幾つかの機会において調査報告などを発表してきた。ここでは重複を避け、数枚の写真に沿って簡潔に述べる。

図12は旧県庁第3別館が右側手前に写っている竣工まもない頃（大正12年）の写真である。長崎警察署として建設され、1966年から県庁第3別館として使われた。図13は建物の現在の外観で、改造されたところは少なく、オリジナルの部分は多く残る。図12の奥に見える建物（赤く着色されている）は明治末期に建てられた3代目の県庁舎である。この写真は当時の周りの環境も示してくれている。手前の地形は現在よりもフラットで、広場となっており、奥まったところに坂があった。左側の店並みとの間の道路幅は現在と比べると、狭いものであった。これは都市空間がどのように変容したかの参考材料になる。図14は撮影年代不詳だが、広場でおくんちが行われている様子を写っている。「御旅所」の場所はこの辺りであった。

図15は原爆を受けた後の写真である。写真の中央は火事によって屋根を焼失した元県庁舎と元県議事堂（左側）、県庁舎右側にある元長崎警察署は火事に遭わずに済んだ。大きな被害を受けずに済んだため、元長崎警察署の建物は戦後も使われ続け、県庁第3別館として役割を果たし、今日まで残ったのである。

この建物は「大正建築」という建築史的な観点からの評価と「被爆建造物」という被爆史の観点

からの評価ができるが、筆者は後者の重みを評価し、被爆の歴史を物語る物件の一つとして、その歴史の学習できる場所として保存と再利用を望む。理由の一つは、現在、残されている被爆建造物は非常に少なく、公共的に利用できるものは他にないからである。

「被爆建造物」の定義はこれまで、厳密なものがあったわけではない。長崎市が原爆50周年の時に行われた調査では、原爆による破壊や著しい影響を受け、その痕跡が確認できるものと、位置や使用状況から、当時の被爆状況を社会的に訴えるもの、の2点は挙げられた。これは適切な視点であると考える。そして、元県庁第3別館は図15の写真から見て、後者に位置付けられると考える。

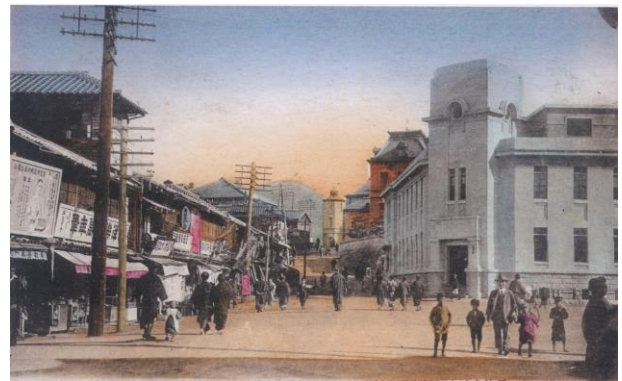


図12 大正12年頃の旧長崎警察署

（出典：パークガフニ「華の長崎」）



図13 元長崎県庁第3別館の現在の外観

（筆者撮影）

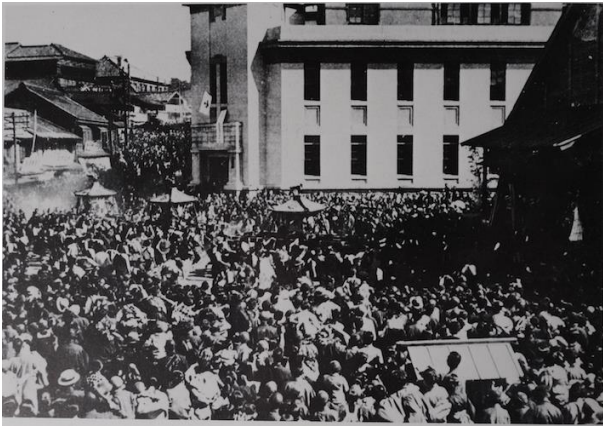


図 14 長崎くんちの様子

(出典：越中哲也「思い出写真集」)



図 15 1945 年被爆後の県庁と江戸町一体

(資料提供：長崎原爆資料館)

#### 4. 旧県庁跡地の計画・利用のあり方について

旧県庁跡地の計画・利用のあり方についてこれまでに、筆者が市民、専門家、学者を含めた複数の方から意見を聞いてきた。概要のみ挙げると、以下のような意見や提案が見られている。

- ・ 県政資料館（公文書館）
- ・ 世界遺産センター
- ・ 教会や聖堂（イエズス会）のある場所
- ・ バスセンター
- ・ 大学コンソーシアム、など

行政は「多機能広場・交流もてなし・ホール機能」として進めている。「国立医学博物館」と提案する市民グループもある。

多様な意見と提案は、この場所は様々な期待が寄せられていることを示すほかならない。議論を重ねることによって、必ず妙案が得られると考える。

筆者としては、場所の歴史性と空間性に加え、市民性と景観の 4 側面から考案すべきだと考えている。

歴史性は前文で見てきたように、長崎の発祥と先の大戦による「被爆」、この歴史の部分できるだけ損なわずに記憶していくことを重視したい。

空間性は主として、この場所の位置に焦点を置き、あり方を吟味する。つまり、都市のほぼ中心地にある位置は、その場所に来ることだけではなく、その場所を介して他の諸々の場所へ行く、という広場的、交差点的な機能を重視したい。これまでに、県庁舎という大型の建物によって場所が塞がれ、市役所通りと江戸町通りとの関係は不自然であることに気付く者は筆者に限らないと思う。都心の場所として、また建物を詰めこむよりも、一種の中庭として自然の風を都心に取り入れたい。

市民性は、市民の日常的な、自由な利用、つまり「広い公共性」を意味する。都市の根幹は市民性にあり、それは公共性の高い場所によって育まれると考える。筆者は、公園や広場のような機能的な限定の少ないオープンスペースにこの可能性を見る。機能性が限定されるほど、公共性に制約が生まれてしまう。付け加えるものとして、ここでいう公園は「都市公園」のことであって、住区にあるようなコミュニティ公園ではない。メモリアルを含めて、より歴史的・文化的で、よりシンボリックな場所である。

景観は前の 3 点に関連するが、それ以外に、具体的に挙げられる点は出島との相互関係である。つまり、この場所から出島を眺めることができ、この景観的な特徴を生かしたい。

以上の基本的な考えから、筆者は以下のようにコンセプトを考える。

- ・ 周囲の江戸町と出島を含め、より広い視点か

ら計画・立案を考えること

・歴史の要素を生かして、歴史の学習や体験ができることを重視すること

・公共性の高いオープンスペースとして、市民生活の場所（いつでも自由に利用できる）として、そして観光利用もできる場所としてコンセプトを立てること

ということで、歴史・文化的な匂いの濃いオープンスペースとして計画し、この「オープンスペース」としての性格を損なわない程度で、市民が学ぶことができる少しの建造物（例えば過去の伝習所のようなイメージのものでも良い）を添えて、市民の文化的生活をサポートしていく。これは筆者が考えられる利用方法である。

## 5. おわりに

以上において、歴史、空間の諸側面を踏まえつつ、市民の広く利用の可能性と景観性の観点から元県庁跡地の再計画についての私見を述べた。より良い計画になっていくことを望む。

本稿は科学研究（基盤研究C）の一環である。

## 主要参考文献

- 1) 長崎市、長崎市都市年表、昭和56年3月
- 2) 長崎市、長崎被爆50周年事業 被爆建造物等の記録、平成8年3月
- 3) 李桓、長崎平和文化研究所。“『平和文化研究』電子版原稿テンプレート”。第38版，長崎総合科学大学，2018.3
- 4) 李桓、被爆建造物の保存をめぐる課題—旧長崎警察署に焦点を当てて、日本建築学会研究報告九州支部第48号、pp417-420、2019.3